

狭山市在宅要援護高齢者紙おむつ給付事業 給付要件・申請について

1. 給付要件

- ① 狭山市の第1号被保険者で市内に住所があり、在宅で居住している65歳以上の方(入院・介護保険施設入所を除く)
 - ② 要支援・要介護認定を受けている方
 - ③ 常時失禁状態である方
 - ④ 認定調査票の「2-5 排尿」または「2-6 排便」の項目において、「2. 見守り」「3. 一部介助」「4. 全介助」に該当する方
 - ⑤ 主治医意見書の「4-(3)尿失禁」にチェックがある、もしくは特記事項に尿失禁・紙おむつの必要性が記載されている方
- ※ ①②③+④または⑤で支給対象となります
- ※ ④⑤に該当しない場合、主治医の診療情報提供書等により必要性が認められる際は給付対象となります(別添 診療情報提供書様式参照)
- ※ 新規申請時及び要支援・要介護認定の更新時ごとに、上記給付要件に該当しているか確認を行います。新規申請時に該当しない場合は利用却下、更新時に該当しない場合は利用取消となります

2. 申請方法

狭山市在宅要援護高齢者紙おむつ給付事業利用申請書(別添様式のとおり)を担当ケアマネジャー、地域包括支援センター職員(特定施設、グループホームの場合は計画作成担当者)が記入し、介護保険課 管理・保険料担当へ提出してください。

- ※ 提出後、給付要件に該当するか確認を行い、非該当の場合は却下とします
- ※ 原則、提出時に申請者の状況について詳細な聞き取りは行いません。常時失禁状態であることが読み取れるような記入をお願いします。また、記入漏れがないよう注意して下さい

3. 申請締切

毎月15日(利用が決定した方へは、翌月上旬に配送)

- ※ 15日が閉庁日の場合は前開庁日となります
- ※ 退院日が締切間際である等、やむを得ない事情があり、締切日を過ぎてしまう場合には、事前にご相談ください
- ※ 申請書の提出後、介護保険課内にて給付要件に該当するか審査を行い、要件に該当する場合には利用決定通知書を利用者宛に郵送します。また、代行申請事業者に対し毎月20日ごろに連絡をします。

4. 要支援・要介護認定の更新時の確認

月末で認定有効期間が満了する利用者に対し、15日時点で認定更新状況を確認します。既に翌月からの新たな認定がでている場合については、当該認定結果に関する情報が給付要件に該当するかを確認します。要件に該当する場合には、受給が継続できます(通知等は発送しません)。要件に該当しない場合には、代行申請事業者に対し連絡を行い、以降紙おむつの給付が必要な状態であるか確認をさせていただき、必要に応じて廃止届、または診療情報提供書により、紙おむつの必要性が確認できる場合には支給の継続が可能となります。また、15日時点で更新認定申請が行われていない場合にも、代行申請事業者に対し連絡を行います。

15日時点で、更新認定結果がでていない場合については、給付要件に該当する状態が継続しているとみなし、翌月の給付を行います。

5. 注意事項

- ※ 申請にあたっては、単に対象者が給付要件に該当しているかどうかのみではなく、紙おむつ給付事業の導入によってどのような効果が期待できるのかを検討し、専門的見地をもって必要性の判断をしてください
- ※ 入院・入所(介護保険施設)は給付対象外のため、すみやかに一時休止の連絡を配送事業者にしてください(介護保険課への連絡は不要)。また、ショートステイを利用する場合については、利用期間に使用する枚数を減らして受給してください
- ※ 一時休止については最大6ヶ月までとします。それを超える長期の入院・入所等の場合については、廃止届を提出してください。また、転出・死亡・入所等により、給付要件を満たさなくなった場合にも、配送事業者に連絡をした上、廃止届を提出して下さい。
- ※ 配送事業者の変更については、15日(15日が閉庁日の場合は前開庁日)までに介護保険課に届出があった場合、翌月より変更となります
- ※ 紙おむつの種類・バック数変更については、変更前月25日までに配送事業者に連絡してください(介護保険課への連絡は不要)

問い合わせ

狭山市 健康推進部 介護保険課 管理・保険料担当

住 所：狭山市入間川1丁目23番5号

電 話：04-2953-1111 内線1551・1552